

# 今月中にも公表か！

## 「既存配置販売従事者の一定水準講習」実施状況調査結果

発行：日本置き薬協会 事務局

厚生労働省は平成二十一年（二〇〇九年）六月の薬事法改正に伴う一般用医薬品の新販売制度の定着に向けて登録販売者の継続研修に関する実施状況調査を近く実施する意向を固めたもようだ。また昨年八月に実施した既存配置販売業従事者に義務付けられた“一定水準年間三十時間以上講習”の実施状況調査結果を今月中にも公表するもよう。昨年度に薬局薬店を対象に実施した覆面調査と既存配置販売従事者“一定水準講習”の調査結果を公表したあと、登録販売者に義務付けられた継続研修実施状況調査に着手する。

同省は改正薬事法順守率アップの狙いから、これまで薬局・店舗販売業を対象に情報提供の方法や陳列の仕方などが、改正薬事法に則っているかを把握するための、いわゆる“覆面調査”を行っているほか、配置販売業関係では平成二十二年八月、既存配置販売業従事者に義務付けられた“一定水準年間三十時間以上講習”の実施実態調査も行っているが、新たに登録販売者の継続研修の状況を把握するための調査も行うことで、改正薬事法の順守率をさらに高めたい考え。

改正薬事法では、登録販売者試験に合格した登録販売者にも資質向上のための継続研修を行うことが登録販売者を雇用している事業者にも義務付けている。調査で実施していないことが判った場合には改善を求める方針。

また同省は昨年八月に実施した既存配置販売業従事者の“一定水準年間三十時間以上講習”の調査結果を今月中にも公表するもよう。

既存配置販売従事者に義務付けられた“一定水準講習”については、昨年八月に調査が完了して一年近くが過ぎても、調査結果が発表されていなかった。

本件に関するお問合せ先 **日本置き薬協会 事務局**

〒114-0023 東京都北区滝野川3-56-9

TEL. 03-5974-6227 FAX. 03-5974-6224

日 置 協